

すすき野小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日 策定

「いじめ防止対策推進法」及び「国の基本方針」並びに「横浜基本方針」を受け、本校の学校教育目標および児童の実態に照らした「本校の児童が安心、安全で豊かな学校生活を送る」ために、いじめ行為を防止することを目的とし「すすき野小学校いじめ基本方針」を策定します。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえ、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つようにします。

【いじめを防止するための基本的な方向性】（横浜市いじめ防止基本方針より抜粋）

いじめを防止するための基本となる方向性は次の通りです。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件です。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要があります。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要があります。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努めます。

【学校いじめ防止基本方針の目的】（横浜市いじめ防止基本方針より抜粋）

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努めます。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。その実行のために、市全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要があります。また、保護者はパートナーという基本認識のもと、連携して指導にあたるようにします。

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校作りを目指します。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援します。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長、副校長のリーダーシップのもと組織的に取り組みます。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努めます。

2 本校の組織の設置および組織的な取組

【本校の組織】

「いじめ防止対策推進委員会」を常設し、月1回定期的に開催する。
また、いじめの疑いがある段階で、直ちに本委員会を開催する。

- 全教職員をもって構成します。

※また、必要に応じて心理や福祉等の専門家(学校カウンセラー、SSW、スクールサポーター等)の意見を求めます。

【組織の役割】

- いじめの疑いや事案に対して、担任や一部の教職員で抱えることなく、いじめ防止対策推進委員会が中核となって、組織的に取り組みます。
- いじめに関する調査、指導、関係機関への連絡、保護者への対応、記録の作成、進捗管理など、すべての対応の役割分担などを校長を中心とした「いじめ防止対策推進委員会」が中核となって行います。

【年間計画】

月	内容
4月	学級開き(いじめを許さない風土づくり)、学校のきまり、いじめ防止対策推進委員会(定例会) 保護者面談、保護者会、職員研修(児童理解・特別支援)、児童理解・情報共有
5月	Y-Pアセスメント・いじめアンケート実施、職員研修(児童理解)、児童理解・情報共有 いじめ防止対策推進委員会(定例会)
6月	個別の支援計画作成、児童理解・情報共有、いじめ防止対策推進委員会(定例会)
7月	教育相談、職員研修(人権・児童指導)、児童理解・情報共有 いじめ防止対策推進委員会(定例会)
8月	職員研修(人権・児童指導)、児童理解・情報共有、いじめ防止対策推進委員会(定例会)
9月	保護者会、児童理解・情報共有、いじめ防止対策推進委員会(定例会)
10月	Y-Pアセスメント実施(児童理解)、保護者会、児童理解・情報共有 いじめ防止対策推進委員会(定例会)
11月	ふれあい週間、人権週間(～12月上旬)、人権標語(小中一貫ブロック)、児童理解・情報共有 いじめ防止対策推進委員会(定例会)
12月	保護者面談、いじめアンケート、人権新聞、児童理解・情報共有 いじめ防止対策推進委員会(定例会)
1月	職員研修(児童理解)、児童理解・情報共有、いじめ防止対策推進委員会(定例会)
2月	いじめアンケート(兼児童学校評価)、保護者会、児童理解・情報共有 いじめ防止対策推進委員会(定例会)
3月	職員研修(児童理解)、児童理解・情報共有、いじめ防止対策推進委員会(定例会)

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

【いじめ防止への取組】

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、本校では次のように取り組んでいます。

- 異学年交流、幼保小中の連携、地域をはじめ様々な人との豊かな関わりを通して、豊かな心の育成を目指しています。
- 日常の学習や係活動・遊びなどの生活の中で、子どもたちの自尊感情・自己有用感を育み、友だちを思いやる心、ルールを守ろうとする態度を育成します。
- 異学年交流や「社会的スキル横浜プログラム」などを活用して、適切な人間関係の確立を目指します。
- 分かる授業、魅力的な授業を実施し、児童が楽しく学校生活を送り、授業や行事に主体的に参加できるようにします。
- 教育活動全般を通して、子どもにとって必要な生きる力を身につけ、人格形成を図っています。

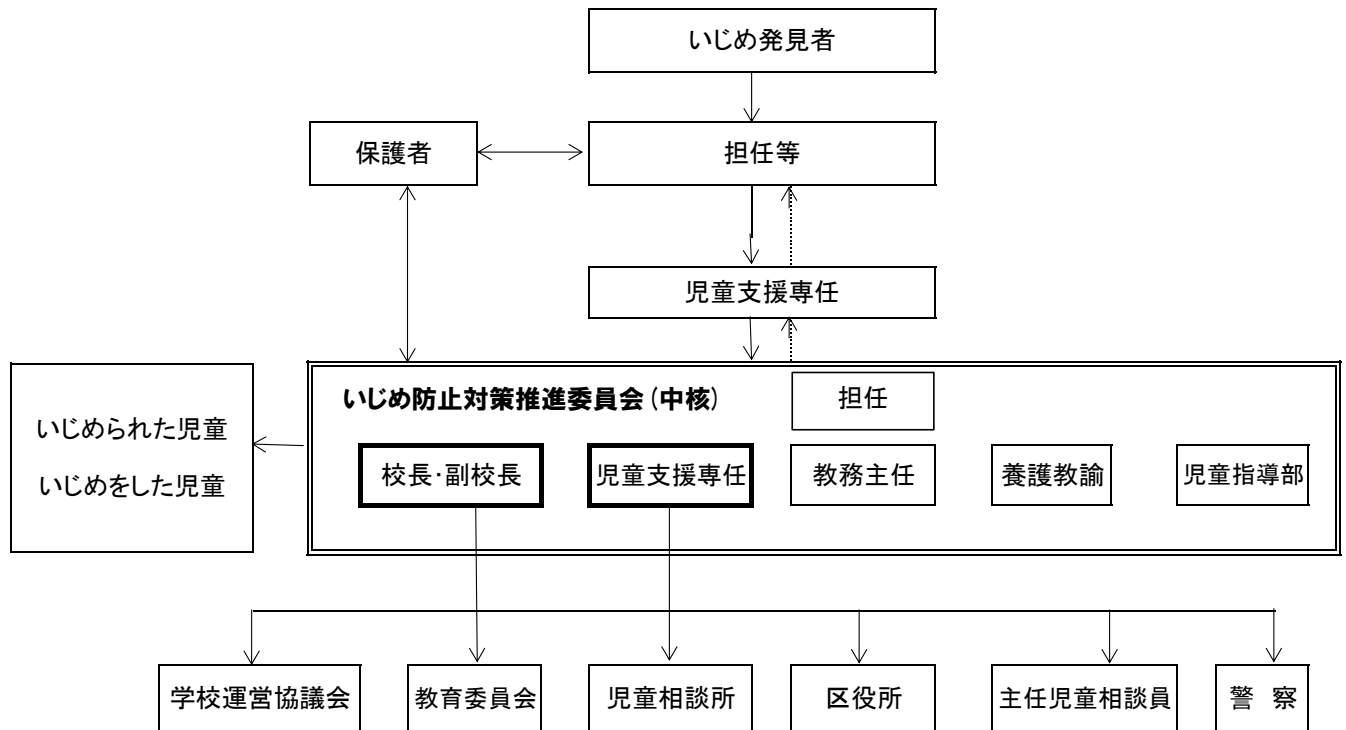
【いじめの早期発見】

いじめは大人の目につきにくい時間、場所で行われることを認識し、その兆候を早い段階で認知することが重要です。そのために教職員は日頃から児童を丁寧に見守り、信頼関係の醸成に努めるとともに、早期発見のための定期的なアンケートや教育相談を行い、いじめの実態把握に努めます。

【いじめに対する措置】

いじめの発見・通報を受けた場合や、いじめの兆候や懸念、訴えがあった場合に、特定の教員で抱えることなく、管理職のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策推進委員会」を中核として、速やかに組織的な対応を行います。保護者との連携を図り、被害児童を徹底して守りながら、加害児童に対しては当該児童の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行います。被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行います。加害児童に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要です。教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。

いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察と教育委員会に通報して、被害児童を守ります。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していきます。



【いじめの解消】

いじめの解消には、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
- 当該児童が心身の苦痛を感じていないこと

【特に配慮が必要な児童】

いじめはどの子どもにも起こり得る可能性があり、以下の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童に対して、適切な支援、保護者の連携、周囲の児童への指導を組織的に行う。

- 発達障害を含む、障害のある児童
- 海外からの帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つ等の外国につながる児童
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- 東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
- 他校より転入してきた児童

【研 修】

「いじめ防止対策推進委員会」の年間計画をもとに、教職員の人権意識を高め、深い児童理解に基づく教育活動の実現と、いじめを許さない児童育成のために、計画的な職員研修を行います。

【学校運営協議会等の活用】

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

4 重大事態への対処

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対処します。また、その判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態を探知したら、速やかに対処方針を共有します。

1 いじめを受けていた児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- (1) 自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合 等

2 いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合

- (1) 年間30日を目安とします。但し、一定期間連続している場合は、目安に関わらず重大事態として対応します。

※生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、「いじめ防止対策推進委員会」で速やかに検討をし、事態を真摯に受け止めます。

3 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し出があった場合

【重大事態の報告】

本校で重大事件と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告します。

【重大事態の調査】

重大事態と思われる案件については「いじめ防止対策推進委員会」を中核として、迅速に対処するとともに、再発防止を視野に置いた調査を実施します。調査には、専門的な知識を有する第三者を加えることを原則とします。調査結果は教育委員会に報告します。

【児童・保護者への報告】

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者、またいじめを行った児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。

5 その他

※必要があると認められるときは、「すすき野小学校いじめ防止基本方針」を見直します。

平成29年12月 改定
平成30年 5月 改定
平成31年 3月 改定